第 8 回
出 雲 地 区 合 併 協 議 会

会 議 資 料

未来と古代が響き合う

日本のふるさと出雲の國つくり

日　時：平成 15 年 8 月 22 日（金）午後 3 時

場　所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館　多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所　属	市長・町長	議　長	議　員	学識経験者		
出 雲 市	◎西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	○常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食　勲	黒田　充	岡千代延	杉原章子	原　俊雄
佐 田 町	荒木　孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚　勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤　裕	柳樂和利	坂根　守	石飛　正	石飛エミ子	石飛　赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花裡也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾　陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤　勝	濱崎　勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介［島根県立大学総合政策学部教授］ 吉原弘次［島根県出雲総務事務所長］		

◎ 会長、○ 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所　属	助　　役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所　属	氏　　名	職　　名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木　隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬　新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山　均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役　　職	氏　　名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参　　与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田　武	大社町	調整１班・２班・３班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整１班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整２班長	山本　積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整３班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整１班	林　辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整２班	原　康正	平田市	
調整３班	小村裕二	斐川町	

第８回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成15年８月22日（金）午後３時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の指名について

４　今後の協議スケジュールについて

５　財政見通しと住民負担について

６　議　事

（１）　報告事項

報告第37号　第１小委員会報告について

報告第38号　第２小委員会報告について

報告第39号　第３小委員会報告について

報告第40号　新市議会制度検討小委員会報告について

報告第41号　電算システム選定委員会の選定結果について

（２）　議案事項

議案第32号　議会議員の定数及び任期の取扱いについて（新市議会制度検討小委員会付託）

議案第26号　地方税の取扱いについて【継続協議】（第１小委員会付託）

議案第27号　各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて【継続協議】（第２小委員会付託）

議案第33号　慣行の取扱いについて（第１小委員会付託）

議案第34号　各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて（第１小委員会付託）

議案第 35 号　各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

議案第 36 号　介護保険事業の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 37 号　各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 38 号　各種事務事業（環境関係その１）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 39 号　各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 40 号　各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 41 号　各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

議案第 42 号　各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

議案第 43 号　各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

議案第 44 号　各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

議案第 45 号　各種事務事業（建設関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

議案第 46 号　新市の名称について

（３）　協議事項

協議第 38 号　財産及び債務の取扱いについて

協議第 39 号　公共的団体等の取扱いについて

協議第 40 号　各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

協議第 41 号　各種事務事業（防災関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）

協議第 42 号　国民健康保険事業の取扱い（その１）について（第 2 小委員会付託）

協議第 43 号　各種事務事業（保育関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 44 号　各種事務事業（学校教育関係その２）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 45 号　各種事務事業（学校教育関係その３）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 46 号　各種事務事業（観光商工関係その２）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 47 号　各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 48 号　各種事務事業（上下水道関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 49 号　各種事務事業（上下水道関係その２）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 50 号　各種事務事業（上下水道関係その３）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 51 号　各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

7　閉　会

第８回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第　８　回	出　雲　市	平　田　市
氏　　名		

報告第 37 号

第１小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第１小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第７回第１小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第７回 第１小委員会開催内容

１．日時：第１小委員会　平成１５年８月８日（金）13:00～14:30
２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室
３．議題：
（１）合併協定項目６「慣行の取扱いについて」
・各市町の現況の説明を受け、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（２）合併協定項目２４「各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて」
・各市町の現況の説明を受け、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（３）合併協定項目２４「各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて」
・調整原案にいたった各市町の現況、金融機関の状況及び指定の理由等の説明を受け、質疑応答を行い原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

報告第 38 号

第２小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第２小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第７回第２小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第７回 第２小委員会開催内容

１．日時：平成１５年８月８日（金）10:00～12:00
２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室
３．議題：

（１）合併協定項目２２「介護保険事業の取扱いについて」
・現制度を有効的に計画に盛り込んで欲しいなどの意見を踏まえ、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（２）合併協定項目２４「各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて」
・病院の経営状況などの説明を受け、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（３）合併協定項目２４「各種事務事業（環境関係その１）の取扱いについて」
・リサイクル助成等に対し現行制度によることを確認し、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（４）合併協定項目２４「各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて」
・原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（５）合併協定項目２４「各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて」
・原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（６）合併協定項目２４「各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて」
・校区がどうなるのかなどの住民不安もあるとの意見を踏まえ、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

報告第 39 号

第３小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第３小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第７回第３小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第７回 第３小委員会開催内容

１．日時：平成１５年８月８日（金）15:00～18:00
２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室
３．議題：

（１）各市町農業委員会委員代表との意見交換

・２市５町農業委員会からそれぞれ２名の代表者の出席を得て意見交換会を開催し、それぞれの農業委員会の意向確認を行った。次回以降の小委員会で調整案の取りまとめを行う予定である。

（２）合併協定項目２４「各種事務事業（農林関係その１・その２）の取扱いについて」

・調整案の内容に至った２市５町の現況について説明を受け、それぞれの項目について協議がなされた。斐川町の委員からは、農業関係の調整案がすべて出てから協議・確認すべきであるとの意見が出されたが、原案のとおりで良いとする意見が多数を占め、原案のとおりとする確認がなされた。

（３）合併協定項目２４「各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて」

・原案のとおりで良い旨の確認がなされた。

（４）合併協定項目２４「各種事務事業（建設関係その１）の取扱いについて」

・原案のとおりで良い旨の確認がなされた。

報告第 40 号

新市議会制度検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

新市議会制度検討小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第７回及び第８回新市議会制度検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第７回新市議会制度検討小委員会開催内容

１．日時：平成１５年８月１日（金）13:00～15:00
２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室
３．議題：
（１）新市議会制度の検討
・７月１８日の意見交換会を参考に、新市議会制度に対する案を検討した。

第８回新市議会制度検討小委員会開催内容

１．日時：平成１５年８月８日（金）18:00～20:30
２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室
３．議題：
（１）新市議会制度の検討及びまとめ
・８月１日に引き続き新市議会制度に対する案を検討し、小委員会としての最終案をまとめた。

報告第 41号

電算システム選定委員会の選定結果について、次のとおり報告する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

電算システム選定委員会の選定結果について
平成１５年７月２９日、電算システム選定委員会を開催し、以下のとおり選定を行ったので報告する。 １　住民情報系システム 出雲市今市町３２１－３「(株）島根情報処理センター」 ２　内部情報系システム 松江市学園南２丁目１０－１４「富士通（株）島根支店」

議案第 32 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて
（協議第８号　新市議会制度検討小委員会付託）

合併協定項目９．議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

１　地方自治法第 91 条第１項及び第２項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、３１人とする。だだし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第１項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は、４１人とする。

２　新市の設置後最初に行われる選挙にかぎり、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の全ての関係市町の区域ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、次のとおりとする。

出雲市の区域	１８人
平田市の区域	７人
斐川町の区域	６人
佐田町の区域	２人
多伎町の区域	２人
湖陵町の区域	２人
大社町の区域	４人

新市議会制度検討小委員会審議経過

〔小委員会開催状況〕

協議会（２月２８日）	第３回協議会に議会議員の定数及び任期の取扱いについて協議
第１回（３月２４日）	委員長選出、議会制度説明
第２回（４月１１日）	各ケースの経費等シミュレーション、メリットデメリット検討
第３回（４月２８日）	フリートーキング、新市議会制度の評価報告書作成について
第４回（５月　９日）	新市議会制度の評価報告書作成について
協議会（５月２３日）	第５回協議会に新市議会制度の評価報告書について報告
第５回（６月　９日）	『議会との意見交換会〔第１回〕』小委員会案検討
第６回（７月１８日）	『議会との意見交換会〔第２回〕』※各議会意向を文書回答、小委員会案検討
第７回（８月　１日）	小委員会案検討
第８回（８月　８日）	小委員会最終案検討

〔小委員会における議論の経過〕

新市議会制度検討小委員会においては、３回の検討を経て、「新市議会制度の評価報告書」を作成し、評価の視点、制度別の評価結果を取りまとめた。その後、協議会で申し合わせていた議会側の意向把握のため、６月９日及び７月１８日の２回にわたって各議会との意見交換を行ったところである。

この間、小委員会としては、「１　合併をプラス効果として発揮できる制度の実現」、「２　新市のまちづくりがスムースに開始できる制度の実現」、「３　住民意思が新市のまちづくりに反映できる制度の実現」の３つの視点から、

∇速やかな新市の一体化のため、旧市町の枠組にとらわれない議会運営を行う必要がある。
（議員数の増加や選挙区選挙による議員確保策を行う弊害を懸念する意見。）

∇合併による行財政改革（経費削減）効果を発揮する必要がある。
（在任特例や過大な定数特例を活用する場合は、経費削減効果を失うとする意見。）

∇合併直後のまちづくりに小規模市町意見を反映させるため、議席を確保する必要がある。
（小規模市町から議員が選出されないことを懸念する意見。）

といった概ね３つの議論が交わされた。

〔議会との意見交換の経過〕

また、各市町議会の意向については、選挙区選挙、選挙区を設けない設置選挙、在任特例など各議会様々であった。

∇法定上限数３４人による設置選挙

∇定数特例活用４８人による設置選挙

∇法定上限数３４人による選挙区選挙（１人を配分後、残り２７人を人口比により配分）

∇定数特例活用４１人による選挙区選挙（法定上限数３４人を人口比により配分後、１人を配分）

∇在任特例（２年、３～６カ月）

議会との意見交換において、論点となったのが、『小規模自治体への議員確保（選挙区選挙）の可否』であった。

〔小委員会委員の意見〕

小委員会では、２回の意見交換を行った後にフリートーキングを行い、各委員の意見を文書で確認した結果、

案　３４人の設置選挙

案　３４人による選挙区選挙（１人を配分後、残り２７人を人口比により配分）

案　４１人による選挙区選挙（法定上限数３４人を人口比により配分後、１人を配分）

案　４１人による選挙区選挙（法定上限数３４人を人口比により配分後、１人を配分）と２回目以降の選挙には法定上限数３４人から定数削減（例：２８人、３０人）をセット

という４案に集約された。

〔小委員会における論点と最終案調整〕

８月１日に開催した第７回小委員会においては、特に議会との意見交換において論点となった、『小規模自治体への議員確保（選挙区選挙）の可否』、また、小委員会で委員会設置当初から意見としてあった、『経費削減』、『旧市町枠にこだわらない新市議会の早期形成』などが論議された。また、小委員会としての検討結果と議会との意見交換で得た情報との折り合いをどうつけていくのかも、今後の協議会での決定、各議会の理解を得るにあたり配慮すべきという意見もあった。

〔最終案〕

その論議結果を踏まえ、委員長が最終案調整のための叩き台を作成し、８月８日の第８回小委員会において最終案の調整を行い、以下の内容で、小委員会の最終案とすることで合意した。

１．合併効果を最大限に上げるためには、新市の議員定数は、法定上限数である３４人以内が最良であると考える。しかし、新市のまちづくりがスムースに開始でき、各市町の住民意思がそのまちづくりに反映できるようにするため、設置選挙に限り各市町ごとに選挙区を置き、定数は、特例として４１人とする。定数配分は、出雲市１８、平田市７、斐川町６、佐田町２、湖陵町２、多伎町２、大社町４とする。

２．２回目の選挙からは、行財政改革と全市の一体感醸成をめざして、選挙区を廃止し、定数は３１人とする。

≪理由≫

①　今回の合併は、行財政改革を進めないと効果が出ないことは財政推計から明らかである。それに向けて、議会は政治的リーダーシップを発揮し、行財政改革の先頭に立ち、範を示すべきであると考える。

②　設置選挙に限り選挙区を設けるのは、合併に対して、各市町、特に町の不安を和らげ、新市のまちづくりがスムースに開始でき、各市町の住民意思がそのまちづくりに反映できるようにするため、旧市町ごとに確実に議員が選出されることが望ましいからである。この場合でも、法定上限数３４人を人口比例で配分すると、定数１人の町が出るため、複数議員を確保する必要がある。

　このため、３４人を人口比例で配分したうえに各市町に１人を配分し、最低でも複数定員とし、総定数は４１人とする。

（次頁に続く）

③　２回目からの選挙の定数を３１人とするのは、行財政改革を実施するためである。議員報酬を現在の出雲市水準とした場合、財政推計期間の１５年間で計算した人件費シミュレーションによると、最良である法定上限の定数３４人の総人件費を下回れるのは３１人以内の場合である。
　つまり、設置選挙を４１人の特例定数で実施しても、2回目から３１人にすれば、１５年間では、総人件費が３４人のケースよりかからなくてすむことになるからである。

◆定数別１５年間人件費シミュレーション

パターン	１５年間の人件費（円）	定数３４人との差額（円）	１年間の人件費（円）	
定数３４人	4,249,970,250			
定数特例（41 人） 2 回目から定数３４人	4,481,216,650	231,246,400	３４人	283,331,350
定数特例 ＋定数３３人	4,390,369,850	140,399,600	３３人	275,072,550
定数特例 ＋定数３２人	4,299,523,050	49,552,800	３２人	266,813,750
定数特例 ＋定数３１人	4,208,676,250	-41,294,000	３１人	258,554,950
定数特例 ＋定数３０人	4,117,829,450	-132,140,800	３０人	250,296,150
定数特例 ＋定数２９人	4,026,982,650	-222,987,600	２９人	242,037,350
定数特例 ＋定数２８人	3,936,135,850	-313,834,400	２８人	233,778,550
定数特例 ＋定数２７人	3,845,289,050	-404,681,200	２７人	225,519,750
定数特例 ＋定数２６人	3,754,442,250	-495,528,000	２６人	217,260,950

・人件費のシミュレーションについては、出雲市の報酬額を参考に積算しております。

◆定数特例４１人の算定表　　（　単位:人　）

	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	計
人口	87,330	29,006	26,816	4,576	4,215	5,813	16,020	173,776
現員数	28	20	20	14	12	14	18	126
人口比	17	6	5	1	1	1	3	３４
加算	1	1	1	1	1	1	1	7
定数	18	7	6	2	2	2	4	４１
議員数３４人の場合の議員１人当りの人口数					5,111			

◆新三次市の場合の算定表　　（　単位：人　）

	三次市	君田村	布野村	作木町	吉舎町	三良坂町	三和町	甲奴町	計
人口	39,207	1,927	1,972	1,968	4,979	3,852	4,443	3,170	61,518
現員数	20	10	12	10	12	10	12	12	98
人口比	19	1	1	1	2	1	2	1	30
加算	1	1	1	1	1	1	1	1	8
定数	20	2	2	2	3	2	3	2	38
議員数３０人の場合の議員１人当りの人口数						2,051			

※現員数については、新市議員定数検討時点では106 人。

◆松江地区の場合の算定表　　（　単位：人　）

	松江市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲村	玉湯町	宍道町	八束町	計
人口	152,616	8,414	4,447	6,781	6,844	6,114	9,489	4,584	199,289
定数	34	18	16	18	18	18	18	16	156
現員数	34	16	14	14	14	15	16	12	135
配分	34	2	1	2	2	1	2	1	45
加算	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定数	34	2	2	2	2	2	2	2	48

※松江地区の場合は、当初編入合併の定数特例を基本として新市の議員定数を検討されており、特例法に基づき算定すると定数４５人、８市町村の定数は上記算定表の配分となります。

その後、合併方式を新設合併とされましたが、定数の根拠としては、これまでの協議された４５人を定数として選挙区選挙をする方法を基本とすることとされ、定数を４５人とする方法と各市町村の住民の意向を反映させるために複数議員を確保する方法とした定数を４８人とする方法の２案を協議され、その結果定数を４８人とすることとされました。

◆２市５町の議員報酬状況　　（　単位：千円　）

区　分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
議　長	579	410	387	287	287	287	304
副議長	502	365	320	238	238	238	252
議　員	464	340	340	198	198	198	210

◆新市同規模団体の議員報酬（人口１７万人～１８万人）　　（　単位：千円　）

区　分	高岡市	帯広市	三鷹市	弘前市	平均	平均から見た出雲市の報酬額
議　長	645	580	640	650	629	△５０
副議長	580	510	580	582	563	△６１
議　員	545	470	550	550	529	△６５

◆今後合併予定の設置選挙選択事例〔市レベル、新設合併の場合〕

協議会市町等名	合併予定年月日	合併数	現員数	定数 (法定数)	選挙区、定数特例など
㈱ 飛騨市	H16.2.1	4	50	26 (26)	◇選挙区選挙（旧自治体に 2 人を確保し、残り 18 人を人口比） 1 回のみの選挙区選挙
㈱ 京丹後市	H16.3.1	6	94	30 (30)	
㈱ 西予市	H16.3.31	5	78	26 (26)	◇選挙区選挙、定数特例 31 人 （選挙区毎の配分方法不明） 1 回のみの選挙区選挙
㈱ 御前崎市	H16.3	2	29	18 (26)	※法定数以下で定数を設定
㈱ 三次市	H16.4.1	8	106	26 (30)	◇選挙区選挙、定数特例 38 人 （人口比以外に旧自治体に 1 人を追加配分）1 回のみの選挙区選挙
㈱ 丹波市	H16.11.1	6	94	30 (30)	
㈱ 郡上市	H16.3.1	7	144	26 (26)	◇選挙区選挙、定数特例 30 人 （選挙区毎の配分は新市で決定） 1 回のみの選挙区選挙
㈱ 西近江市	H16.10.1	5		30 (30)	
㈱ 天草市	H17.1.15	10	152	34 (34)	
㈱ 朝日町外	H17.2.1	4	54	26 (26)	
㈱ 観音寺市外	H17.3.1	6	90	30 (30)	

※現員数については、平成１５年３月末時点の数字

□関係法令

○地方自治法　（昭和２２年　法律第６７号）

（市町村の配置分合又は境界変更）
第７条　市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（市町村議会の議員の定数）
第９１条　市町村議会の議員の定数は、条例で定める。
２　市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
五　人口１０万人以上２０万人未満の市　３４人
（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

７　第７条第１項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が２以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

８　前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

９　前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第１項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

１０　第７項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）
第９３条　普通地方公共団体の議会の議員の任期は、４年とする。

（人口の定義）
第２５４条　この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

○市町村の合併の特例に関する法律　（昭和４０年　法律第６７号）

（議会の議員の定数に関する特例）　（平成１５年１月１日の自治法改正後）
第６条　新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第９１条第２項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の２倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定により定数に復帰するものとする。

（次頁に続く）

（議会の議員の在任に関する特例）
第７条　市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第９１条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、職員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第３項において準用する前条第５項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。
一　新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後２年を超えない範囲で当該協議で定める期間

○公職選挙法（昭和２５年　法律第１００号）

（選挙の単位）
第１２条　（第１項、第２項、第３項は記載省略）

4　市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）
第１５条　（第１項～第５項、第７項、第９項は記載省略）

6　市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域を持って選挙区とする。

8　各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）
第３３条　（第１項、第２項、第４項、第５項は記載省略）

3　市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第７条第６項の告示による当該市町村の設置の日から５０日以内に行う。

○公職選挙法施行令　（昭和２５年　政令第８９号）

（人口に比例しない議員の定数）
第９条　市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

◆人口１３万人以上２０万人未満の自治体の議員定数及び報酬一覧表

《人口順》

都道府県名	自治体名	人口（人）A	面積（km²）	現員数（人）	法定数（人）	減員数（人）	報酬（千円） 議長	副議長	議員	１ヶ月当り報酬額計（千円）B	住民一人当り報酬負担額（円）B／A
埼玉県	三郷市	130,268	3016	28	34	-6	490	450	430	12,120	9304
大阪府	松原市	131,240	1666	20	34	-14	760	670	620	12,590	9593
愛知県	瀬戸市	132,446	111.62	28	34	-6	571	500	469	13,265	100.15
宮崎県	都城市	132,455	306.21	32	34	-2	481	402	388	12,523	9455
大阪府	門真市	133,994	1228	28	34	-6	740	705	660	18,605	138.85
新潟県	上越市	135,058	249.30	30	34	-4	547	484	456	13,799	102.17
茨城県	土浦市	135,464	8183	30	34	-4	570	500	467	14,146	104.43
愛知県	刈谷市	135,548	5045	30	34	-4	557	516	460	13,953	102.94
東京都	武蔵野市	136,378	1073	30	34	-4	670	600	550	16,670	122.23
鳥取県	米子市	139,890	106.41	32	34	-2	615	540	500	16,155	115.48
千葉県	浦安市	141,326	1729	21	34	-13	630	560	520	11,070	7833
東京都	青梅市	141,966	103.26	30	34	-4	625	560	530	16,025	112.88
東京都	東村山市	143,343	1717	26	34	-8	559	507	486	12,730	8881
愛知県	小牧市	145,328	6282	30	34	-4	596	534	504	15,242	104.88
東京都	多摩市	145,419	2108	29	34	-5	610	556	521	15,233	104.75
北海道	小樽市	147,415	243.13	32	34	-2	534	482	441	14,246	9664
埼玉県	入間市	149,907	4474	28	34	-6	493	440	424	11,957	7976
埼玉県	新座市	149,932	2280	30	34	-4	490	445	423	12,779	8523
群馬県	太田市	150,057	9796	28	34	-6	560	515	485	13,685	9120
岐阜県	大垣市	150,442	7935	28	34	-6	630	579	553	15,587	103.61
鳥取県	鳥取市	151,582	237.20	32	34	-2	615	540	500	16,155	106.58
茨城県	ひたちなか市	152,309	9903	30	34	-4	541	504	470	14,205	9326
島根県	松江市	152,613	221.38	34	34	0	615	530	500	17,145	112.34
兵庫県	川西市	156,058	5344	30	34	-4	742	666	603	18,292	117.21
埼玉県	熊谷市	156,364	8518	29	34	-5	554	480	460	13,454	8604
千葉県	習志野市	156,537	2099	30	34	-4	540	500	480	14,480	9250
栃木県	小山市	157,049	171.61	30	34	-4	600	540	510	15,420	9819
埼玉県	狭山市	161,159	4904	27	34	-7	515	465	445	12,105	7511
栃木県	足利市	161,773	177.82	30	34	-4	620	560	520	15,740	9730
愛知県	安城市	162,685	8601	30	34	-4	558	516	460	13,954	8577
三重県	津市	163,852	101.86	34	34	0	670	610	550	18,880	115.23
東京都	立川市	166,981	2438	32	34	-2	687	621	577	18,618	111.50
神奈川県	鎌倉市	167,630	3960	28	34	-6	579	520	479	13,553	8085
神奈川県	秦野市	168,431	103.61	33	34	-1	542	473	433	14,438	8572
富山県	高岡市	170,061	150.55	28	34	-6	645	580	545	15,395	9053
北海道	帯広市	172,255	618.94	32	34	-2	580	510	470	15,190	8818
東京都	三鷹市	174,119	1650	28	34	-6	640	580	550	15,520	8913
青森県	弘前市	176,164	273.81	32	34	-2	650	582	550	17,732	100.66
東京都	小平市	182,058	2046	28	34	-6	650	580	550	15,530	8530
北海道	釧路市	188,862	221.61	32	34	-2	600	540	490	15,840	8387
三重県	鈴鹿市	189,022	194.67	32	34	-2	620	545	490	15,865	8393
茨城県	日立市	191,257	153.43	32	34	-2	615	550	510	16,465	8609
兵庫県	伊丹市	191,917	2495	32	34	-2	780	699	632	20,439	106.50
新潟県	長岡市	194,329	262.45	30	34	-4	622	560	522	15,798	8130
茨城県	つくば市	195,046	284.07	33	34	-1	547	480	447	14,884	7631
山梨県	甲府市	195,388	171.88	34	34	0	660	610	590	20,150	103.13
神奈川県	小田原市	199,166	114.09	29	34	-5	589	514	478	14,009	7034
人口１３万人以上２０万人未満の平均値		158,778	120.51	298	34	-4.2	602.2	540.4	504.2	15,141	9614
人口１４万人以上２０万人未満の平均値		165,400	126.71	301	34	-3.9	602.8	541.4	505.4	15,346	9322
人口１５万人以上２０万人未満の平均値		170,868	143.31	306	34	-3.4	612.6	550.0	512.0	15,811	9302
人口１６万人以上２０万人未満の平均値		178,608	154.49	308	34	-3.2	618.5	554.8	514.4	16,005	8984
人口１４万人以上１９万人未満の平均値		159,764	118.62	298	34	-4.2	596.5	536.1	500.6	15,034	9436
人口１５万人以上１９万人未満の平均値		164,698	136.74	303	34	-3.7	606.7	545.0	507.4	15,512	9452
人口１６万人以上１９万人未満の平均値		171,789	148.49	304	34	-3.6	611.1	548.7	507.8	15,597	9093
人口１６万人以上１８万人未満の平均値		167,737	149.28	304	34	-3.6	607.8	547.0	507.2	15,557	9273

◆人口１３万人以上２０万人未満の自治体の議員定数及び報酬一覧表

《面積順》

都道府県名	自治体名	人口（人）A	面積（km²）	現員数（人）	法定数（人）	減員数（人）	報酬（千円） 議長	副議長	議員	１ヶ月当り報酬額計（千円）B	住民一人当り報酬負担額（円）B／A
東京都	武蔵野市	136,378	10.73	30	34	-4	670	600	550	16,670	122.23
大阪府	門真市	133,994	12.28	28	34	-6	740	705	660	18,605	138.85
東京都	三鷹市	174,119	16.50	28	34	-6	640	580	550	15,520	89.13
大阪府	松原市	131,240	16.66	20	34	-14	760	670	620	12,590	95.93
東京都	東村山市	143,343	17.17	26	34	-8	559	507	486	12,730	88.81
千葉県	浦安市	141,326	17.29	21	34	-13	630	560	520	11,070	78.33
東京都	小平市	182,058	20.46	28	34	-6	650	580	550	15,530	85.30
千葉県	習志野市	156,537	20.99	30	34	-4	540	500	480	14,480	92.50
東京都	多摩市	145,419	21.08	29	34	-5	610	556	521	15,233	104.75
埼玉県	新座市	149,932	22.80	30	34	-4	490	445	423	12,779	85.23
東京都	立川市	166,981	24.38	32	34	-2	687	621	577	18,618	111.50
兵庫県	伊丹市	191,917	24.95	32	34	-2	780	699	632	20,439	106.50
埼玉県	三郷市	130,268	30.16	28	34	-6	490	450	430	12,120	93.04
神奈川県	鎌倉市	167,630	39.60	28	34	-6	579	520	479	13,553	80.85
埼玉県	入間市	149,907	44.74	28	34	-6	493	440	424	11,957	79.76
埼玉県	狭山市	161,159	49.04	27	34	-7	515	465	445	12,105	75.11
愛知県	刈谷市	135,548	50.45	30	34	-4	557	516	460	13,953	102.94
兵庫県	川西市	156,058	53.44	30	34	-4	742	666	603	18,292	117.21
愛知県	小牧市	145,328	62.82	30	34	-4	596	534	504	15,242	104.88
岐阜県	大垣市	150,442	79.35	28	34	-6	630	579	553	15,587	103.61
茨城県	土浦市	135,464	81.83	30	34	-4	570	500	467	14,146	104.43
埼玉県	熊谷市	156,364	85.18	29	34	-5	554	480	460	13,454	86.04
愛知県	安城市	162,685	86.01	30	34	-4	558	516	460	13,954	85.77
群馬県	太田市	150,057	97.96	28	34	-6	560	515	485	13,685	91.20
茨城県	ひたちなか市	152,309	99.03	30	34	-4	541	504	470	14,205	93.26
三重県	津市	163,852	101.86	34	34	0	670	610	550	18,880	115.23
東京都	青梅市	141,966	103.26	30	34	-4	625	560	530	16,025	112.88
神奈川県	秦野市	168,431	103.61	33	34	-1	542	473	433	14,438	85.72
鳥取県	米子市	139,890	106.41	32	34	-2	615	540	500	16,155	115.48
愛知県	瀬戸市	132,446	111.62	28	34	-6	571	500	469	13,265	100.15
神奈川県	小田原市	199,166	114.09	29	34	-5	589	514	478	14,009	70.34
富山県	高岡市	170,061	150.55	28	34	-6	645	580	545	15,395	90.53
茨城県	日立市	191,257	153.43	32	34	-2	615	550	510	16,465	86.09
栃木県	小山市	157,049	171.61	30	34	-4	600	540	510	15,420	98.19
山梨県	甲府市	195,388	171.88	34	34	0	660	610	590	20,150	103.13
栃木県	足利市	161,773	177.82	30	34	-4	620	560	520	15,740	97.30
三重県	鈴鹿市	189,022	194.67	32	34	-2	620	545	490	15,865	83.93
島根県	松江市	152,613	221.38	34	34	0	615	530	500	17,145	112.34
北海道	釧路市	188,862	221.61	32	34	-2	600	540	490	15,840	83.87
鳥取県	鳥取市	151,582	237.20	32	34	-2	615	540	500	16,155	106.58
北海道	小樽市	147,415	243.13	32	34	-2	534	482	441	14,246	96.64
新潟県	上越市	135,058	249.30	30	34	-4	547	484	456	13,799	102.17
新潟県	長岡市	194,329	262.45	30	34	-4	622	560	522	15,798	81.30
青森県	弘前市	176,164	273.81	32	34	-2	650	582	550	17,732	100.66
茨城県	つくば市	195,046	284.07	33	34	-1	547	480	447	14,884	76.31
宮崎県	都城市	132,455	306.21	32	34	-2	481	402	388	12,523	94.55
北海道	帯広市	172,255	618.94	32	34	-2	580	510	470	15,190	88.18
全件の平均値		158,778	120.51	29.8	34	-4.2	602.2	540.4	504.2	15,141	96.14
面積１００km²以上の平均値		166,185	208.13	31.4	34	-2.6	598.3	531.5	495.0	15,687	95.53
面積２００km²以上の平均値		164,578	291.81	31.9	34	-2.1	579.1	511.0	476.4	15,331	94.26
面積３００km²以上の平均値		152,355	462.58	32.0	34	-2.0	530.5	456.0	429.0	13,857	91.37
面積５００km²以上の平均値		172,255	618.94	32.0	34	-2.0	580.0	510.0	470.0	15,190	88.18

《新市シミュレーション》

都道府県名	自治体名	人口（人）A	面積（km²）	現員数（人）	法定数（人）	減員数（人）	報酬（千円）			1ヶ月当り報酬額計（千円）B	住民一人当り報酬負担額（円）B／A
							議長	副議長	議員		
島根県	新市	173,776	624.00	34	34	0	579	502	464	15,929	9166
島根県	新市	173,776	624.00	33	34	-1	579	502	464	15,465	8899
島根県	新市	173,776	624.00	32	34	-2	579	502	464	15,001	8632
島根県	新市	173,776	624.00	31	34	-3	579	502	464	14,537	8365
島根県	新市	173,776	624.00	30	34	-4	579	502	464	14,073	8098
島根県	新市	173,776	624.00	29	34	-5	579	502	464	13,609	7831
島根県	新市	173,776	624.00	28	34	-6	579	502	464	13,145	7564
島根県	新市	173,776	624.00	27	34	-7	579	502	464	12,681	7297
島根県	新市	173,776	624.00	26	34	-8	579	502	464	12,217	7030

《2市5町の状況》

都道府県名	自治体名	人口（人）A	面積（km²）	現員数（人）	法定数（人）	減員数（人）	報酬（千円）			1ヶ月当り報酬額計（千円）B	住民一人当り報酬負担額（円）B／A
							議長	副議長	議員		
島根県	出雲市	87,330	172.30	28	30	-2	579	502	464	13,145	150.52
島根県	平田市	29,006	142.10	20	26	-6	410	365	340	6,895	237.71
島根県	斐川町	26,816	8060	20	26	-6	387	320	267	5,513	205.59
島根県	佐田町	4,576	109.90	14	14	0	287	238	198	2,901	633.96
島根県	多伎町	4,215	5500	12	14	-2	287	238	198	2,505	594.31
島根県	湖陵町	5,813	2230	14	18	-4	287	238	198	2,901	499.05
島根県	大社町	16,020	4180	18	22	-4	304	252	210	3,916	244.44
合計及び平均値		173,776	624.00	126	150	-24	363.0	307.6	267.9	5,397	366.51

議案第 26 号

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

地方税の取扱いについて【継続協議】 （協議第 17 号　第１小委員会付託）
合併協定項目１８．地方税の取扱いについては、次のとおりとする。 １　税証明手数料 （１）市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から１件について２００円に統一する。 （２）租税特別措置法第 72 条（所有権保存登記）、第 73 条（所有権移転登記）、第 74 条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から１件について１，３００円に統一する。 ２　督促手数料 督促手数料は、合併時から督促状１通について１００円に統一する。 ３　個人市民税 個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により人口５万人以上５０万人未満の標準税率を適用し、平成 17 年度から年額２，５００円に統一する。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する。 ４　法人市民税 法人市民税の税率は、現行のとおり、均等割の税率は、制限税率（標準税率　１．２）、法人税割の税率は、制限税率の１４．７％とする。 ５　固定資産税の税率 固定資産税の税率は、１．５％を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、出雲市、平田市及び斐川町は、平成 17 年度から１．５％に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成 17 年度から５年度間は現行のとおり１．４％、６年度目から１．５％に統一する。 ６　固定資産税の不均一課税 固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観

光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

7　固定資産税の課税免除

固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。

8　軽自動車税

軽自動車税の税率は、現行のとおり制限税率（標準税率›１．２）とする。

9　都市計画税

都市計画税は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、０．１％を適用しているが、新市においても引き続き０．１％を適用する。

平田市、斐川町及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。

10　入湯税及び入湯税の課税免除

入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客１人１日について、１５０円」に統一する。

入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金１，０５０円（消費税込み）以下の日帰りの利用客」を加え、その基準を統一する。

11　納期前納付報奨金制度

納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は０．３％、交付限度額は5万円とする。

12　納税組合制度

納税組合制度は、平成17年度から廃止する。

議案第 27 号

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて【継続協議】 （協議第 19 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　窓口手数料については、２市５町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。 　ただし、「住民票の閲覧」の単位の取扱いについては、斐川町の例により、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。 ２　窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。 　土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 参考資料：別添のとおり

議案第 33 号

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

慣行の取扱いについて（協議第 26 号　第１小委員会付託）
合併協定項目６．慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 １　市章及び市民憲章 　市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。 ２　市の花、木、鳥、魚及び歌 　市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。

議案第 34 号

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて （協議第 27 号　第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　国際友好都市交流事業 姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ２　国際交流活動事業 国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 ３　外国青年（国際交流員）招致事業 外国青年（国際交流員）招致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ４　国内友好都市交流事業 国内友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 35 号

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて （協議第 28 号　第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　指定金融機関 指定金融機関については、いずも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。 ２　指定代理金融機関 指定代理金融機関については、斐川町農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行及び出雲信用組合を指定する方向で合併時までに調整する。 ３　収納代理金融機関 収納代理金融機関については、鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。

議案第 36 号

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

介護保険事業の取扱いについて（協議第 29 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２２．介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 １　介護保険事業計画 現行の各保険者の第２期事業計画をそのまま新市の計画とする。 ２　介護保険料 （平成 16 年度） 新市の平成 16 年度（平成 17 年１月・２月・３月納期）の保険料額は、被保険者が合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。旧市町間で転居した場合も合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。２市５町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。 各保険者で保有する介護給付費準備基金は、保険給付費に充てる性格上、全て新市に引き継ぐ。 （平成 17 年度） 新市での平成 17 年度保険料設定は、平成 17 年 4 月 1 日時点に住所を有していた各保険者の保険料額とする。 ２市５町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。 （平成 18 年度） 第 3 期介護保険事業計画に基づき、設定する。

３　介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外６市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

４　介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼動している。

現在、出雲市外６市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、２市５町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時までに調整する。

５　保険給付外事業

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

議案第 37 号

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて （協議第 30 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　平田市立病院事業 現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行いつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ２　診療所事業 いずれも医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ３　在宅当番医制度 ２市５町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。 ４　休日診療所事業 出雲圏域の休日診療を担っているものであり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 38 号

各種事務事業（環境関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（環境関係その１）の取扱いについて （協議第 31 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（環境関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　廃棄物収集区域、受入施設 廃棄物の収集区域は、合併時より２市５町全域とする。ただし、斐川町は、一部事務組合（現在は宍道町・斐川町環境衛生組合）の収集区域とする。 可燃ごみの受入施設は、既に出雲エネルギーセンターで統一されており、現行のとおりとする。 不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。 ２　分別方法 分別方法は、次のとおりとし、ペットボトル、プラスチック等の取扱いについては、合併時までに検討する。 (1)可燃ごみ (2)破砕ごみ (3)埋立ごみ (4)粗大ごみ (5)資源ごみ　①飲料用空き缶　②空きびん　③古紙 (6)有害ごみ　①筒型乾電池　②蛍光管・体温計・鏡

3　収集方法、収集頻度

収集方法は、ステーション（集積場）単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。

収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

事業系のごみについては、家庭ごみと同程度の排出量に限り収集することとし、ごみ収集手数料に格差を設ける方向で調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおりとするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

(1)可燃ごみ	週２回	１回につき４袋（個）まで
(2)破砕ごみ	月２回	１回につき４袋（個）まで
(3)埋立ごみ	月１回	１回につき４袋（個）まで
(4)粗大ごみ	月１回	１回につき４袋（個）まで
(5)資源ごみ		
①飲料用空き缶	月２回	１回につき４袋（個）まで
②空きびん	月１回	１回につき４袋（個）まで
③古紙	月１回	制限なし
(6)有害ごみ		
①筒型乾電池	月１回	制限なし
②蛍光管・体温計等	月１回	制限なし

4　収集体制

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。新市移行後、収集体制を統一する方向で調整する。

5　指定袋・指定券及び販売方法

指定袋・指定券については、合併時から規格を統一する。

販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時までに調整する。

6　ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から次のとおりとする。

(1)収集ごみ家庭系手数料　　（袋容量：大４０㍑、小２０㍑）

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ		大　４０円/枚 小　２０円/枚	４０円/枚
破砕ごみ		大　４０円/枚 小　２０円/枚	４０円/枚
埋立ごみ		大　４０円/枚 小　２０円/枚	４０円/枚
粗大ごみ		指定袋なし	５００円/枚 １,０００円/枚
資源ごみ	空き缶	大　１０円/枚 小　５円/枚	指定券なし
	空きびん	大　１０円/枚 小　５円/枚	指定券なし
	古紙	指定袋なし・無料	指定券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料	指定券なし
	蛍光管 体温計 鏡	指定袋なし・無料	指定券なし

(2)収集ごみ事業系手数料　　（袋容量：４０㍑）

分別区分	指定袋	指定券
可燃ごみ	１００円/枚	１００円/枚
破砕ごみ	１００円/枚	１００円/枚
埋立ごみ	１００円/枚	１００円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし

(3)直接搬入手数料

出雲市外６市町広域事務組合、平田市の例により合併時に統一する。

７　ごみ処理業許可手数料
　出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

８　し尿処理手数料（出雲市外６市町広域事務組合）
　出雲市外６市町広域事務組合が定める汚泥再生センター（仮称）の額をもって、新市の手数料とする。

９　し尿処理業許可手数料
　出雲市外６市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。

１０　浄化槽清掃業許可手数料
　出雲市外６市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。

１１　資源ごみ回収団体等への助成
　新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。

１２　生ごみ処理機等に対する助成
　出雲市の例により合併時に統一する。
　ただし、補助対象の個数制限については、合併時までに調整する。

１３　ステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成
　補助条件等を次のとおり合併時に統一する。
【補助条件】①設置経費が１万円以上。
　　②５世帯以上が利用すること。
【補助金額】①　５世帯　～１９世帯＝補助率１／２で上限　５万円
　　②２０世帯　～２９世帯＝補助率１／２で上限１５万円
　　③３０世帯以上　　＝補助率１／２で上限２５万円
【そ の 他】①５世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。
　　②修繕経費は１万円以上を助成対象とする。

議案第 39 号

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（人権･同和関係）の取扱いについて （協議第 32 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（人権･同和関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　人権施策基本方針 同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において人権問題に関する住民意識調査の実施、関係者等の参画による策定委員会等を設置し、人権施策基本方針を策定する。

議案第 40 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについて （協議第 33 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（文化・スポーツ関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　指定文化財 現行のとおり新市に引き継ぐ。 ２　文化財保護審議会 文化財保護法に基づき、新たに設置する。 定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。 ３　文化財等補助金 現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。

議案第 41 号

各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについて （協議第 34 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（学校教育関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　小学校の校区の設定 一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ２　中学校の校区の設定 一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ３　校区外通学許可基準 出雲市の例により合併時に統一する。 ４　学校施設の整備計画 各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

議案第 42 号

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて （協議第 22 号　第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　２市５町の現行の地域農業マスタープランについては、平成 16 年度までのプランであり、平成 17 年度以降事業が延長される場合には、平成 17 年３月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。 ２　地域農業の推進体制については、地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。 ３　農業振興地域整備計画については、合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。 農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。 除外申請受付については、年２回、２月と８月とし、受付期間は、それぞれ１ヶ月間とする。 新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等２市５町の現在の構成を踏まえて構成する。 ４　農地の集積・流動化については、新市において調整し基本方針を定める。推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。 また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進めるよう、市が積極的に施策を展開する。 農地流動化奨励補助金については、国・県の動向を踏まえ新たな制度を

定める。

5　農業経営基盤強化促進基本構想については、県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。

6　新規就農者及び農業後継者の育成・支援については、斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。

7　認定農業者の認定基準については、国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。

8　農業法人・集落営農組織の育成・支援体制については、新市において再編する。

議案第 43 号

各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについて （協議第 35 号　第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（農林関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　水田農業の振興 水田農業の推進及び米の生産調整に関する基本的方針及び支援策等については、平成 15 年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引き継ぐ。この場合、２つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。 ２　がんばる島根農林総合事業上乗せ補助 新市に移行後、２市５町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。 ３　地産地消の推進事業 米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、施策を検討する中で推進を図る。 ４　食のまちづくり計画 当面現行のとおり引き継ぎ、合併後、新市で条例化を含め「食のまちづくり」について検討する。 ５　バイオマス利活用対策

各市町の現在の取り組みを新市に引き継ぎ、合併後、バイオマス利活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。

6　特産物の振興

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。

7　野菜の価格補償制度

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新たに制度化する。

議案第 44 号

各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについて （協議第 36 号　第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（観光商工関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　各種のイベント事業 ２市５町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。 ２　イベント開催補助金 住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。 ３　コンベンション開催支援補助事業 合併時に、出雲市の例により統一する。

議案第 45 号

各種事務事業（建設関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（建設関係その１）の取扱いについて （協議第 37 号　第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（建設関係その１）については、次のとおりとする。 １　占用料 認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の 2「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。 普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。 なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。

議案第 46 号

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

新市の名称について（協議第 25 号）
合併協定項目３．新市の名称は、「　　市」とする。

協議第 38 号

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

財産及び債務の取扱いについて
合併協定項目７．財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。 ２市５町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 参考資料：別添のとおり

協議第 39 号

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目１５．公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

１　各市町共通の団体について
（１）それぞれの団体の実情や地域特性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。
（２）統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
（３）国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

２　各市町独自の団体について
原則として、現行のとおりとする。

参考資料：別添のとおり

協議第 40 号

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて（第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　名誉市民制度 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。なお、現在の各市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。 ２　栄典、褒章 表彰制度については、新市において定めるものとする。 参考資料：別添のとおり

協議第 41 号

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて（第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（防災関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　地域防災計画 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事即応体制を確立する。 ２　水防計画 水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事即応体制を確立する。 ３　防災無線（有線を含む） 防災無線（有線を含む）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において防災無線システムの構築について検討する。 参考資料：別添のとおり

協議第 42 号

国民健康保険事業の取扱い（その１）について、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

国民健康保険事業の取扱い（その１）について（第２小委員会付託）
合併協定項目２１．国民健康保険事業の取扱い（その１）については、次のとおりとする。 １　賦課形態 賦課形態については、保険料とする。 ２　国民健康保険料 （１）賦課方式は、現行のとおり４方式とする。 （２）保険料率については、次の事項を基本に調整する。 医療分については、＿＿＿＿＿＿ ２案併記 別紙1を参照） 介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。 （３）限度額は、現行のとおりとする。 （４）本算定の時期は、出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。 （５）納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。 （６）賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り５０対５０に近づけるよう平準化する。 （７）保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

３　任意給付（出産育児一時金、葬祭費）
　出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
　葬祭費は、平田市、斐川町、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。

４　国民健康保険運営協議会
　合併時に統一する。
　委員構成については、出雲市の例により統一する。
　委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

参考資料：別添のとおり

別紙 1

国民健康保険料率（医療分）調整方針（案）

調整の具体的内容」

医療分については、＿＿＿＿＿＿＿

【1 均一案】

医療分については、平成１６年度は現行のとおりとする。平成１７年度から均一賦課とするが、急激な負担増加とならないよう基金による財政調整を行う。基金による財政調整の期間は、新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

【2 不均一案】

医療分については、平成１６年度は現行のとおりとし、制度改正、保険給付等の動向を見極めながら、平成１７年度から統一する方向で調整する。

ただし、負担増加となる市町は、激変緩和措置として、国民健康保険法附則第１１項の規定により、平成１６年度における料率を平成１７年度に引き継ぐ。平成１８年度以降最長で４年度間を調整期間とし、料率及び調整期間は、基金保有額等を考慮して決定する。

協議第 43 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて（第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（保育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　保育所施設 現行のとおり新市に引き継ぐ。 公立保育所のあり方について、新市において検討する。 ２　保育料 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から別表に定める保育料徴収金額表のとおりとする。 なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減を図ることとする。 〈同一世帯から２人以上が同時に入所している場合〉 ア　最も年齢の高い児童は全額とするが、次に年齢の高い児童は、１／２免除とする。 イ　上記以外の児童は全額免除とする。 〈第３子以降の児童が入所している場合〉 第３子以降の児童の保育料は次のとおりとする。 ア　保育料徴収金額表の階層区分で第２階層から第７階層に属する場合には保育料を２／３免除とする。 イ　保育料徴収金額表の階層区分で第８階層から第１４階層に属する場合には保育料を１／２免除とする。 参考資料：別添のとおり

協議第 44 号

各種事務事業（学校教育関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（学校教育関係その２）の取扱いについて （第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（学校教育関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　小中学校理科学習事業 小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。 ２　その他の施設利用学習 現行のとおり新市に引き継ぐ。 ３　スクールヘルパー事業 学校現場におけるさまざまな教育課題について、各学校のニーズに応じて児童生徒等への教育的支援が必要である。 新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもとに、次のような教育支援を行っていく必要があり、合併時に新たに制度化する。 ①　地域の人材活用による教育支援 「個に応じた教育」、「開かれた学校づくり」、「地域に根ざした特色ある学校づくり」の観点から、低学年における担任補助の支援、コンピュータ活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。

② 特別な支援が必要な児童生徒への支援

ＡＤＨＤやＬＤ傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。

４ スクールカウンセラー配置事業

直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識・経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く予算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。

しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実はぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

５ 小中学校外国語指導

国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。

ＪＥＴプログラムによるＡＬＴや民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、小・中学校への派遣日数については充実を図る必要があり、新市において調整する。

６ 不登校対策事業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。

７ 特別支援教育事業

自閉症やＬＤ、ＡＤＨＤ傾向のある児童生徒等に対して、特に専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う「特別支援教育事業」として合併時に新たに制度化する。

参考資料：別添のとおり

協議第 45 号

各種事務事業（学校教育関係その３）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（学校教育関係その３）の取扱いについて （第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（学校教育関係その３）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　学校給食事業の運営方法 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。 学校給食会は、当面現行のとおりとする。 ２　給食費 当面は現行のとおりとする。 ただし食材費以外（光熱水費等）の経費は新市の予算で対応する。 参考資料：別添のとおり

協議第 46 号

各種事務事業（観光商工関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（観光商工関係その２）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（観光商工関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　２市５町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。 ２　２市５町の観光施設等の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。 ３　観光施設等の管理運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 参考資料：別添のとおり

協議第 47 号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　市町営住宅の入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。 ２　市町営住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年４月１日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。 家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大０．３（３０％）のなかで、設備的条件による係数は０．０６に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、「３案併記」 案１　０．００～０．１２とする。 案２　０．００～０．１６とする。 案３　０．００～０．２４とする。 これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年４月１日から最長５年を限度とした負担調整期間を設ける。 ３　市町営住宅の家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。 家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年４月１日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行

する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年４月１日から最長５年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。

家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

4　特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

5　特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成18年３月31日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長５年を限度とした負担調整期間を設ける。

6　特定優良賃貸住宅の家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長５年間減免に係る廃止の適用は除外する。

家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

7　若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

8　市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。

9　住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。

10　公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。

11　宅地開発補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。

12　賃貸住宅建設補助事業については、合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。
　特定優良賃貸住宅家賃対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 48 号

各種事務事業（上下水道関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（上下水道関係その１）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（上下水道関係その１）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。 １　上水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、２市１町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。 　斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。 ２　斐川町・宍道町水道企業団については、合併時に現行のとおり、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐとともに、企業団の経営・組織体制について、新市の水道局と密接な連携が図れるよう調整し、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないよう調整する。 ３　会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。 　資産については、合併時に２市１町の上水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。 ４　水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に料金体系（口径別による料金体系を含む。）を検討し、新統一料

金を設定する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

５　加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

６　他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 49 号

各種事務事業（上下水道関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（上下水道関係その２）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（上下水道関係その２）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。 １　簡易水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。 　合併時に、２市５町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。 ２　会計については、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。 ３　水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。 　メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。 ４　加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。なお、佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後２年を目途に廃止の方向で調整する。 ５　他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 50 号

各種事務事業（上下水道関係その３）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（上下水道関係その３）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（上下水道関係その３）の取扱いのうち、工業用水道事業については、次のとおりとする。 １　工業用水道事業については、新市の誘致企業政策との調整を図った上で、合併時に、斐川町・宍道町水道企業団から分離して、新市において引き継ぎ、事業の実施にあたっては、斐川町・宍道町水道企業団に委託する方向で調整する。 参考資料：別添のとおり

協議第 51 号

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年８月２２日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて （第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いのうち、事業費補助金等については、次のとおりとする。 １　佐田町簡易水道給水装置事業費補助金については、合併時は現行のとおりとし、2 年を目途に廃止の方向で調整する。 ２　飲料水安定確保対策事業については、県単独の補助事業であり適用期間は平成 17 年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。 ３　水道使用料差額補助については、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。 参考資料：別添のとおり